

第2回定例会

平成30年3月 6日開会

平成30年3月13日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

平成30年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成30年3月6日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第 1号 議会改革特別委員会所管事務調査報告について
- 第 5 報告第 2号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 6 発議第 1号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 7 発議第 2号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 8 意見案第 1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）の提出について
- 第 9 決議案第 1号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議（案）の提出について
- 第10 議案第 3号 小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第 4号 小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第 5号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第 6号 小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第 7号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第 8号 小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第 9号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第10号 小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第11号 小清水町中小企業経済振興促進助成条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第12号 平成29年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について
- 第20 議案第13号 平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 第21 議案第14号 平成29年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第15号 平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第23 議案第16号 平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第24 議案第17号 平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第26 同意第 1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
- 第27 議案第18号 平成30年度小清水町一般会計予算について
- 第28 議案第19号 平成30年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第29 議案第20号 平成30年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第21号 平成30年度小清水町介護保険特別会計予算について

第31 議案第22号 平成30年度小清水町簡易水道特別会計予算について

第32 議案第23号 平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算について

○出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	服部隆文君
出納室長	瀧口顕君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	斎藤高広君
保健福祉課長	村上信二君
産業課長	細川正彦君
建設課長	荒木和正君
子育て支援課長	河西定博君
生涯学習課長	中野也寸志君
農業委員会事務局長	細川正彦君
監査委員事務局長	権藤結君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	権藤結君
書記	服部まどか君

◎開会の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、平成30年第2回町議会定例会を開会いたします。

（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

3番 八木勝正議員 8番 林幸雄議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋隆文議会運営委員長。はい、7番。

○議会運営委員長（高橋隆文君）はい、7番。議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会、第2回定例会を開催するに当たりまして、去る2月27日と本日、議会運営委員会を開催いたしまして、本日開会の定例会等の会期について協議をいたしました。

本定例会では、町長から提出されている議案23件であります。

その内容につきましては、条例改正9件、補正予算6件、新年度予算6件、その他の議案1件、同意1件、その他報告、発議、意見書、決議も予定されておりました。したがって、提出議案の内容、件数を判断いたしまして、本定例会の会期につきましては、3月6日本日から3月13日までの8日間とすることが妥当であると判断したところでございます。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期8日間であります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、会期を本日から3月13日までの8日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を権藤事務局長から報告させます。

○事務局長（権藤結君）はい。諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

12月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。

最後に、議案書に簡易な訂正がございますので、御訂正のほどよろしくお願ひします。議案書25ページになります。議案書25ページの下から2行目に、鍵括弧内に2万5,900とありますが、2万5,900の次に「円」を入れてください。よろしくお願ひします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願ひします。

久保町長。

○町長（久保弘志君）定例町議会の開会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

3月の入りとともに暴風雪が猛威を振るいましたが、幸い、本町においては大きな被害は発生せず安堵しております。

向こう3カ月予報によりますと、気温は高めの日が多く、全般に季節の歩みは早まりそうとのことでありまして、このまま穏やかに経過していくことを願うところであります。

そうした本日、平成30年第2回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、季節柄、公私ともに何かと御多様の中、全員の御応招を賜り、平成30年度当初予算を初め、町政の重要な案件についての御審議をいただくことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本定例町議会に御提案させていただきます案件でございますが、条例関係につきましては、保育所条例の一部改正など条例改正9件、人事案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦及びオホーツク町村公平委員会委員の選任同意、各1件、補正予算では、平成29年度国の補正予算に関連して、翌年度に繰り越して活用する事業予算の追加のほか、最終執行見込みによる計数整理を含めた一般会計など各会計補正予算6件、さらに新年度当初予算につきまして、平成30年度一般会計予算など各会計予算6件、合わせて23件を御提案することとしております。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御共賛くださいますようお願い申し上げまして、定例町議会開会に当たりましての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告は、お手元に配付しております報告書のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第1号、議会改革特別委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

下平正吾議会改革特別委員長の報告を求めます。

はい、1番、下平正吾議員。

○議会改革特別委員長（下平正吾君）1番。それでは、議会改革特別委員会より御報告を申し上げます。

お手元に配付しております。議会改革特別委員会所管事務調査報告書をごらん願いたいと思います。

議会改革特別委員会は、町民に開かれたわかりやすい議会を目指すために、議会運営の効率化について具体的な検討をするため、議長を除く全員が委員となり、平成27年6月の定例会において設置されました。

これまでの2年9カ月間に、委員会は10回開催し、改革項目について調査・検討を重ねるとともに、道内及び道外において、先進地が取り組んでいる議会の行政視察を実施いたしました。

つきましては、議会規則第77条の規定に基づき、本委員会の活動状況と検討結果について報告書を作成いたしましたので、同規則第40条の規定により御報告をいたします。

内容につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議会改革特別委員会の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、報告第2号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

各常任委員会の報告を求めます。

初めに、林幸雄総務文教常任委員長の報告を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○総務文教常任委員長（林幸雄君）はい、8番。報告第2号につきまして説明を申し上げます。

総務文教常任委員会より御報告をいたしますが、議案書6ページでございます。

平成29年3月7日開会されました第2回定例会におきまして、本委員会に付託をされました事件につきまして、調査の経過及び結果の報告をいたします。

9日間にわたり委員会を開催し、調査を実施したところでございます。

主な調査項目といたしましては、リサイクルセンターの運営状況を初めといたしまして、ふるさと納税の推進状況や新たに取組む民間賃貸住宅建設促進事業の内容並びに地域路線バスの維持対策などにつきまして、現地調査及び各担当者からの説明を受け、調査を終了したものでございます。

以上で総務文教常任委員会の審査報告といたします。以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に、八木勝正経済厚生常任委員長の報告を求めます。

3番、八木勝正議員。はい、3番。

○経済厚生常任委員長（八木勝正君）はい、3番。報告第2号、各常任委員会事務調査について報告をいたします。

議案書7ページ、別紙2をごらん願います。

平成29年3月7日開会の第2回定例会において、本委員会に付託をされた事件について、調査の経過及び結果のとおり、15日間にわたり委員会を開催し、調査を実施いたしました。

主な調査項目といたしましては、農作物の作況調査を初め、リサイクルセンターの運営状況、バードウォッチング事業の進捗状況、国民健康保険及び介護保険会計の内容、集落排水処理施設の改修状況及び公共工事の道路整備状況などについて、現地調査及び各担当者からの説明を受け、調査を終了いたしました。

以上で経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長報告に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ、次に進みます。

◎発議第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、発議第1号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎発議第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第2号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、意見案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。ただいま上程されました意見案第1号につきまして説明をいたします。

議案書14ページでございますが、昨年5月に制定されました地方公務員法及び地方自治法の一部、これを改正する法律が平成32年4月から施行されることになり、臨時、非常勤職員の処遇が改善されることとなりました。

しかしながら、その改正法の施行に向けまして、準備不足が懸念されることから、下記の4項目につきまして要請するものでございます。

各自治体に対する制度変更の周知徹底や実態の把握に向けた調査の実施及び一般職非常勤職員制度によって必要となる財政の確保や移行に当たって各自治体に対する助言並びにパートタイム労働法の指標、一般職非常勤職員に適用させるよう、さらなる地方自治法の改正を行うことなどにつきまして要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

御理解を賜り御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、決議案第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の受け入れを拒否する決議（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、林幸雄議員の説明を求めます。

はい、8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）はい、8番。決議案第1号、ただいま上程されました1号につきまして説明を申し上げます。

議案書16ページでございます。

昨年7月に政府が公表いたしました高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域、これを地図上で示しました科学的特製マップでございますが、オホーツク海沿岸部分一帯が輸送面でも好ましい地域に区分されたことから、北海道が幌延町の深地層研究センターをめぐって制定した北海道における特定放射性廃棄物に関する条例、いわゆる核抜き条例に基づきまして、最終処分場の受け入れを拒否する決議をするものでございます。

趣旨を御理解いただきまして御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

決議案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、決議案第1号、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第10、議案第3号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長(河西定博君) はい。ただいま上程されました議案第3号、小清水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では17ページになります。あわせて、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

改正条例案の内容につきましては、この条例の準則としております内閣府令の一部改正に伴いまして、引用条文の条項ずれが生じたことからこれを改めるものであります。

就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な成長の推進に関する法律、略称として認定こども園法と表記しておりますが、この法律の一部改正によりまして、引用する項番号が変更になったものであります。

なお、本町においては影響のない部分でありますので申し添えておきます。

附則ですが、施行期日を府令の施行日と同じく、平成30年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第11、議案第4号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河西子育て支援課長。

○子育て支援課長(河西定博君) はい。ただいま上程されました議案第4号、小清水町立小清水保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では18ページになります。あわせまして、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

改正条例案の内容につきましては、現在の子ども・子育て支援制度の運用に当たって、保育所保護者負担金、いわゆる保育料の徴収根拠等が条例で定めることとなったことに伴う改正であります。

具体的には、政令によって国の基準額が定められますが、これを上限としてそれぞれの自治体において条例で根拠、上限額を規定して、さらに規則で所得に応じた保育料を定めることとなったものでござい

す。

なお、このたびの条例改正に伴って、現行の保育料の変更は生じないものであります。

附則ですが、施行期日を平成30年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第5号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）はい。ただいま上程されました議案第5号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では19ページから22ページとなります。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、本年4月1日から施行されたことから、本町におきましても政令に準じ、所要の改正を行うこととあわせて、国民健康保険制度の改正によりまして、現在、町が運営している保険事業において、平成30年度より北海道が加わることに伴う基準の一部改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

初めに1ページですが、目次、第1条及び第2条は、運営協議会に関する表記の改正を行うものであります。

第8条は、葬祭費を全道統一基準の3万円に改正するものでございます。

次ページ以降では、政令に準じ、基準賦課総額に係る基準の改正と国民健康保険料の賦課額のうち基礎賦課額における限度額を引き上げるとともに、保険料の軽減措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、中低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じるものでありまして、2ページ、第13条以降では、基準賦課総額に係る基準の改正を規定し、6ページ下段の第17条の6は、基準賦課額について限度額を54万円から58万円に改正、9ページの下段、第24条では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号は5割軽減において、第3号は2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置を講じる規定を定めるとともに、引き上げ後の限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

最後に、改正附則ですが、第1項は施行期日を、第2項は平成29年度以前の保険料に係る経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第6号

○議長(坂田秀昭君) 日程第13、議案第6号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。はい、どうぞ。

○保健福祉課長(村上信二君) はい。ただいま上程されました議案第6号、小清水町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では23ページから24ページとなります。

本条例の一部改正につきましては、国民健康保険法等の一部の改正及び高齢者の医療確保に関する法律の一部の改正に伴いまして、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

1ページですが、下段の第3条第2号以下で、保険料を徴収すべき被保険者の要件を改正するものであります。

後期高齢者医療の保険資格の適用については、住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が移った被保険者については、住所地特例を設けて全住所地の被保険者としております。

国民健康保険で住所地特例を受けていた被保険者が、75歳到達等により後期高齢者医療に加入となった場合においても、住所地特例が継続される旨の改正であります。

4ページ、最後に改正附則ですが、施行期日を平成30年4月1日と定めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第7号

○議長(坂田秀昭君) 日程第14、議案第7号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長(村上信二君) はい。ただいま上程されました議案第7号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書では25ページから26ページとなります。

本条例の改正につきましては、平成30年度から3カ年を期間とする第7期介護保険事業計画に基づく保険料の改定と、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正により、市町村の質問検査権の範囲拡大が主な改正内容でございます。

別途お配りしております新旧対照表をごらん願います。

第12条は、保険料率の改定でございまして、本町の平成30年度から32年度までの3年間における第7期介護保険事業計画の給付総額などを勘案し、基準となる保険料、第5号を年額5万7,600円に設定するものでございます。これをもとに介護保険法施行令の区分に基づき、各段階における保険料額を

算出し、年額2万8,800円から9万7,900円までの保険料に設定したところでございます。

第25条は、市町村が所得等を把握するための質問検査権について、第2号被保険者の配偶者や世帯主にも範囲が拡大されたことによる改正でございます。

最後に改正附則でございますが、第1項は施行期日を、第2項は平成29年度以前の保険料に係る経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第8号 乃至 議案第10号

○議長（坂田秀昭君） 日程第15、議案第8号ないし日程第17、議案第10号、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君） はい。ただいま一括上程されました議案第8号ないし議案第10号について一括して御説明を申し上げます。

議案書では27ページから40ページとなっております。

今回の一部改正につきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行等のための省令改正に基づき、市町村条例に規定されておりますそれぞれの事業における人員、設備並びに運営基準等につきましての改正が主でございます。

説明に当たっては、別途お配りしております新旧対照表をごらんください。

初めに、議案第8号、小清水町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例ですが、1ページ、第2条において、障害福祉制度との連携の明確化により、事業運営において連携を図る事業者の追加を定め、第5条では、公正中立なケアマネジメントの確保に係る規定の追加をしますのでございます。

3ページ、第31条第13号の2及び第20号の2においては、医療と介護の連携強化に係る規定を追加するものでございます。

その他の改正につきましては、省令改正に伴います条項の追加、準用する条項の整理によるものでございます。

続きまして、議案第9号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例ですが、初めに第5節、新旧対照表6ページの第59条の20の2からの改正は、高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、共生型地域密着サービスに関する基準を追加するものであります。

障害福祉サービスは、介護保険サービスを利用するに当たっては、使いなれた事業所において双方の

サービスを利用しやすくするという観点から、介護保険と障害福祉制度に相当する指定基準を満たすサービス事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定が受けられるものとしての基準の規定を追加する設定とされております。

次に、介護医療院の創設であります。主として長期にわたる療養が必要である要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行う施設であり、創設に伴い、介護医療院が有すべき人員、設備及び運営に関する規定を、関する条例、条項を追加するものでございます。

また、3ページをごらんください。上段、第6条第2項、6ページ、第47条、9ページ、第59条の25、11ページ、第65条などでは、居宅サービス及び地域密着型サービス等の指定基準の改正をするものでございます。

その他の改正につきましては、省令改正に伴います条項の追加、準用する条項の整理によるものでございます。

続きまして、議案第10号、小清水町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例ですが、こちらも先ほどの条例同様に、各規定において、介護医療院の追加を主に省令改正を伴う改正を行うものでございます。

最後に、改正附則でございますが、3件の条例の施行期日を、いずれも平成30年4月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第11号、小清水町中小企業経済振興促進助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）はい。ただいま上程されました議案第11号、小清水町中小企業経済振興促進助成条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本条例につきましては、これまで中小企業の経営合理化を促進し、その経済的地位と企業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、融資及び必要な助成を行い、もって小企業の経済振興に資することを目的としております。

議案書41ページと、お手元に配付しております新旧対照表をあわせてごらんください。

本改正は、条例第5条第1項第3号中、「または5年以内」を「または7年以内」に改正するもので、内容といたしましては、運転資金に係る各償還の貸付期間を5年以内から7年以内に拡大するもので、毎年の償還額を減額することによって、より円滑な資金繰りを可能とし、安定的な経営を図っていただくよう改正するものであります。

最後に附則でございますが、本条例の施行は公布の日からとし、平成30年4月1日より適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

はい、どうぞ。4番、森浩議員。

○4番（森浩君） はい、4番。これは5年から7年になってるんですが、既に借りている返済中の分については、この期間の延長というのは認められるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

あともう一点、これはいろいろな利用者のほうから声があったものなのか、それとも自治体のほうで付度をしてやったものなのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君） はい。本条例の適用については、4月1日からの借入を対象とするものでございます。

2点目の御質問につきましては、かねてより商工会さんのほうからの要望がありまして、本町のほうで検討をして最終的に決定をしたというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。

○4番（森浩君） はい。

○議長（坂田秀昭君） ほかに質疑ある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は会議規則第39条第1項の規定により、経済厚生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

◎議案第12号 乃至 議案第17号

○議長（坂田秀昭君） 日程第19、議案第12号ないし日程第24、議案第17号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、平成29年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君） ただいま一括上程されました議案第12号ないし議案第17号、平成29年度小清水町各会計補正予算、初めに議案第12号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,389万円を追加し、予算の総額を56億8,727万5千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正は、平成29年度国の補正予算（第1号）による道営事業の繰り越しに伴います道営草地畜産基盤整備事業につきまして、翌年度に繰り越し、事業の執行を行うこととし、追加するものです。

第3表、地方債補正の変更は、道営草地畜産基盤整備事業債で繰り越し事業実施による追加分の変更を、道営農道整備事業債ほか3事業につきましては、事業費の確定に伴いまして、それぞれ限度額の変更を行うものでございます。

次に、歳出予算についてですが、執行見込み額残額や事業費確定による減額が主なものでございますので、追加となる主な事業費及び、特に説明を要するもののみ説明させていただきます。

主要施策調とあわせてごらんください。

補正予算書19ページになります。

初めに、1款議会費は、8節報償費から13節委託料まで、執行見込み額確定に伴い総額71万5千円を減額計上。

次に補正予算書、同じく19ページ、主要施策調1ページ及び2ページになります。

2款総務費ですが、1項総務管理費1目一般管理費は、7節賃金において、本年度をもって退職する2名の嘱託職員に対する退職手当分として嘱託職員等賃金158万5千円追加、8節報償費から19節負担金補助及び交付金まで、執行見込み額確定に伴いそれぞれ減額、2目町民活動推進費19節負担金補助及び交付金、自治会振興費補助金は、執行見込み額確定による減額。

次のページになります。

4目財産管理費15節工事請負費は、契約額確定により職員住宅解体工事請負費4万3千円減額、17節公有財産購入費は、浜小清水駅北側敷地を購入することとし、土地購入費を当初予算に計上していましたが、購入条件が整わなかったことなどから執行を見送ることとし180万円減額、25節積立金は、将来にわたって公共施設の維持あるいは複合化の整備へ向けて多額の一般財源が必要となることから、後年度の財政運営に支障のないよう基金に積み立てを行うこととし、本年度剰余金を見据え、公共施設整備基金積立金1億5千万円追加、ふるさと事業基金積立金は、株式会社山口油屋福太郎からの開町100年事業実施への指定寄附として200万円追加するほか、本年度におけるふるさと納税寄附金について、総務省から寄附金用途の明確化を求められていることを踏まえ、基金積み立てを実施した後に、寄附者からの指定事業に充当することとし、本年度積み立て可能額2億円追加、総務管理費合わせまして3億4,603万8千円追加計上。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、9節旅費から14節使用料及び賃借料まで、執行見込み額確定によりそれぞれ減額、戸籍住民基本台帳費合わせまして17万9千円減額計上するものであります。

次のページになります。

4項選挙費は、1目選挙管理委員会費から次のページになります。4目海区漁業調整委員会委員選挙費まで、執行経費の確定に伴い各目とも減額、選挙費合わせまして403万5千円減額計上、6項監査委員費につきましても、費用弁償の確定に伴い8万円減額計上するものであります。

次のページになります。補正予算書23ページ、主要施策調3ページから9ページになります。

3款民生費は、1項社会福祉費1目社会福祉総務費13節委託料で、障害者の自立支援給付支払いなどに係るシステムの改修を国の補助金を受けて実施することとし、システム改修業務委託料54万円追加、19節負担金補助及び交付金及び20節扶助費は、確定に伴う執行残をそれぞれ減額、23節償還金利子及び割引料は、臨時福祉給付金事業に係る平成27年度及び平成28年度の事業費確定に伴う返還金9千円追加、3目老人福祉費は、8節報償費から20節扶助費まで、確定による執行残をそれぞれ減額、6目地域安全対策費につきましても、1節報償費及び9節旅費において確定による執行残をそれぞれ減額するほか、20節扶助費において、交通遺児養育手当支給条例の規定に基づき、支給対象となる事案について、7月に遡及して支給することとし2万7千円追加、次のページになります。7目ふれあいセンター費は、ふれあいセンター費から9目介護保険対策費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、社会福祉費合わせまして3,255万9千円減額計上。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費から次のページになります。5目へき地保育所費につきましても確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、児童福祉費、合わせまして1,237万9千円減額計上を行うものであります。

10ページから15ページになります。

4款衛生費は、1項保健衛生費1目保健衛生総務費から3目母子衛生費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、4目医療保険費は12節役務費から次のページになります。20節扶助費まで執行残の減額を行うほか、23節償還金利子及び割引料において、平成28年度療育医療費国庫負担金について、

精算による返還金が必要となることから3万8千円追加、28節繰出金は、各特別会計への繰出額確定に伴いそれぞれ減額、5目保健衛生費及び6目墓地葬祭場費は、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、保健衛生費合わせまして2,584万8千円減額計上を行うものであります。

次のページになります。補正予算書27ページ、主要施策調16ページから24ページになります。

6款農林水産業費1項農業費は、2目農業総務費において食糧費の執行残3万6千円減額、3目農業振興費は、19節負担金補助及び交付金において各種補助金の執行残を減額するほか、25節積立金で道営地域用水環境整備事業、緑地区における後年度の事業負担について多額の財源を要する見込みであることから、事業執行に支障のないよう基金積み立てを行うこととし、農畜産振興基金積立金5千万円追加、4目畜産振興費19節負担金補助及び交付金は、各補助金の執行残を減額するほか、繰越明許費補正で説明いたしました国の補正予算（第1号）により事業実施いたします道営草地畜産基盤整備事業負担金1,900万円追加、5目農業農村基盤整備推進費は、9節旅費及び13節委託料において、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、次のページになります。19節負担金補助及び交付金は、各負担金の事業精査による追加ないし減額を計上、農業費合わせまして5,342万7千円追加計上。

2項林業費2目林業振興費及び3目町有林費におきましても、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、林業費合わせまして284万1千円減額計上。

次のページになります。

3項1目水産振興費は、19節負担金補助及び交付金で、濤沸湖産かき貝町民即売会負担金執行残7万1千円減額計上を行うものであります。

補正予算書、同じく29ページ、主要施策調25ページになります。

7款商工費は、1項3目観光振興費で13節委託料及び15節工事請負費においてそれぞれ執行残を減額計上、商工費合わせまして28万2千円減額計上を行うものであります。

補正予算書、同じく29ページ、主要施策調26ページ及び27ページになります。

8款土木費2項1目道路橋梁総務費13節委託料は、道路台帳補正業務委託料の執行残8万3千円減額、2目道路新設改良維持費は、11節需用費から、次のページになります。22節補償補填及び賠償金まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、道路橋梁費合わせまして1,557万2千円減額計上。

次のページになります。

3項2目住宅建設費につきましても、15節工事請負費において、執行残9万9千円減額計上を行うものであります。

補正予算書、同じく31ページ、9款消防費につきましても、執行残の減額計上を行うものであります。

次に、補正予算書、同じく31ページ、主要施策調28ページになります。

10款教育費1項1目教育委員会費は、13節委託料及び18節備品購入費において、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額。

次のページになります。

2項2目小学校振興費につきましても、8節報償費から20節扶助費まで、確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、小学校費合わせまして22万8千円減額計上。

3項1目中学校管理費は、年度内執行に不足が見込まれる燃料費35万2千円追加、2目教育振興費は、18節備品購入費及び20節扶助費ともに確定見込みによる執行残をそれぞれ減額、中学校費合わせまして23万円追加計上するものでございます。

次のページになります。

5項社会教育振興費及び6項保健体育費につきましても、各計上科目ともに執行残の減額計上を行うものでありますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入予算ですが、10ページにお戻りください。

初めに、9款地方交付税は、普通交付税の算定結果及び特別交付税の特殊需要額による交付決定見込み分を合わせまして、財源調整として1億134万5千円追加計上。

11款分担金及び負担金は、1項1目農林水産業費分担金で、畑地かんがい施設維持管理費用の実績精査により町営土地改良事業分担金5万6千円追加、道営農地整備事業分担金は事業費減額に伴い295万

7千円減額、道営草地畜産基盤整備事業分担金は現年度執行分の事業量減に伴い115万5千円減額、分担金合わせまして405万6千円減額計上。

2項1目民生費負担金は、利用実績に伴い、施設入所者等費用徴収金及び生きがい活動支援通所事業利用負担金をそれぞれ減額、負担金合わせまして24万円減額計上を行うものであります。

次のページになります。

13款国庫支出金は、1項1目民生費国庫負担金で、障害者介護給付費等負担金など各負担金事業実績に伴う減額のほか、給付費負担対象額の増に伴い、子供のための教育・保育給付費負担金は126万9千円追加、2目衛生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金の確定により23万4千円追加、養育医療費負担金は実績結果により6万3千円減額、国庫負担金合わせまして1,396万1千円減額計上。

2項2目民生費国庫補助金及び3目衛生費国庫補助金は、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定による増減をそれぞれ計上、6目土木費国庫補助金は、交付金の対象事業である橋梁長寿命化工事などの事業費確定に伴い、社会資本整備総合交付金2,935万4千円追加計上。

次のページになります。

7目教育費国庫補助金は、支給対象児童生徒の確定により特別支援教育就学奨励費補助金2万2千円減額するほか、スクールバス購入にかかる事業費確定に伴い、へき地児童生徒援助費補助金85万円減額、国庫補助金合わせまして2,805万7千円追加計上するものであります。

次に、3項1目総務費国庫委託金は、対象経費の確定に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費交付金71万6千円減額計上するものであります。

次に、14款道支出金1項1目民生費道負担金で、国庫負担金同様に障害者自立支援医療費負担金など事業実績に伴う減額のほか、国庫支出金同様に給付費負担対象額の増に伴い、子供のための教育・保育給付費負担金63万4千円追加計上。

次のページになります。

2項衛生費道負担金につきましても、国庫負担金同様に国民健康保険基盤安定負担金60万5千円追加計上するほか、後期高齢者医療基盤安定負担金及び養育医療費負担金につきましても、対象経費の確定に伴いそれぞれ減額、道負担金合わせまして425万円減額計上、次に2項道補助金は、1項1目民生費道補助金から3目農林水産業費道補助金まで、各補助金ともに事業実績及び交付対象経費確定による増減をそれぞれ計上。

次のページになります。

5目商工費道補助金は、ハイランドキャンプ場の設備改修に対し、新たに交付決定を受けた自然環境整備交付金232万2千円追加、道補助金合わせまして334万6千円減額計上するものであります。

次に、3項道委託金1目総務費道委託金は、対象経費の確定に伴い、海区漁業調整委員会選挙費交付金41万8千円減額計上。

15款財産収入2項3目立木売払収入は、収入実績額110万2千円追加計上するものであります。

次のページになります。

16款寄附金は、株式会社山口油屋福太郎からの指定寄附として総務費寄附金200万円追加、ふるさと納税寄附金は、寄附者からの用途指定事業へ充当するための基金積み立て可能見込み額2億円追加、寄附金合わせまして2億200万円追加計上。

次に、17款繰入金は、1項1目財政調整基金繰入金で、平成29年度当初予算編成において財源不足補填分として計上しておりましたが、決算見込みとして財源の留保が見込まれることから7千万円全額を減額計上、3目農畜産振興基金繰入金は、防疫車更新事業に対して繰り入れしておりましたが、防疫車の取得費減額に伴い30万8千円減額、基金繰入金合わせまして7,030万8千円減額計上するものであります。

次のページになります。

2項1目介護保険特別会計繰入金は、介護予防支援事業の余剰見込み分として61万5千円追加計上、18款繰越金は財源調整分といたしまして7,486万6千円追加計上。

19款諸収入3項4目道営事業団体負担金は、道営農地整備小清水南地区の本年度事業執行分に係る清

里町負担分の確定額として、農業競争力基盤強化特別対策事業費負担金 8 千円追加計上。

次のページになります。

4 項 1 目雑入は、6 節医療費高額療養費収入で、収入実績額に基づき療育医療費徴収金 7 万 9 千円減額、1 2 節斜網地域維持管理協議会負担金は、負担金額精算により 2 2 万 9 千円減額、雑入合わせまして 3 0 万 8 千円減額計上するものであります。

2 0 款町債は、第 3 表、地方債補正で説明いたしましたとおり、事業費の追加確定等によります増減で総額 1, 6 5 0 万円減額計上するものであります。

議案書 3 4 ページ以降の給与費明細書につきましては、選挙執行に伴う委員報酬、職員手当等の人件費のほか、各種委員報酬の実績額に伴う補正額分となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君） はい。続きまして、議案第 1 3 号、国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の 3 8 ページとなります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 7 8 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 0 億 1, 7 9 0 万 7 千円とするものでございます。

4 8 ページをお開きください。

まず歳出予算の補正ですが、1 款総務費は、1 項総務管理費で執行残によります役務費、備品購入費の減額、制度改正に伴う電算システムの改修業務及び保守業務の事業確定による委託料 6 7 万円減額を合わせて 8 4 万円を減額計上するものです。

3 項運営協議会費は、執行見込み額の精査により 1 万 3 千円を減額計上するものです。

次のページ、2 款保険給付費は、前年度に比べ医療費が増加の傾向にあることから、療養給付関連諸費において給付費給付推計等により追加計上することとし、1 項療養諸費では一般被保険者にかかる医療費総額 2, 2 0 0 万円、2 項高額療養費においても一般被保険者分 3 5 0 万円追加計上するほか、次のページ、4 項出産育児諸費では執行見込み額の精査によりまして 2 9 5 万 4 千円を減額計上するものです。

3 款後期高齢者支援金から次のページ、7 款共同事業拠出金につきましては、いずれも今年度の額が確定しましたことから、それぞれの確定額で減額計上をするものでございます。

次に、8 款 2 項保健事業費は、執行見込み額の精査により旅費、需用費を減額し、一般被保険者予防接種事業負担金といたしまして、道の特別調整交付金の決定を受けたインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌予防接種事業分として、国保加入者の接種実績 2 1 0 名分、6 7 万 2 千円の国保会計負担金を一般会計へ振りかえる予算の追加で、差し引き合計 4 9 万 2 千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして 4 2 ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険料は、一般被保険者、退職被保険者、それぞれ医療給付費分など各区分ごとの保険料の最終調定見込み額から推計し 7 2 5 万 5 千円を減額、2 款国庫支出金以降、4 5 ページの 6 款共同事業交付金につきましては、医療費の負担見込み額から算定基準に基づく額の確定、未確認なものについては推計を行い、それぞれ減額または追加計上するものでございます。

8 款 1 項一般会計繰入金ですが、事務費等及び出産一時金分の歳出見込み額減額相当分の減額に、国保基盤安定化負担金の確定によりまして 1 7 7 万 9 千円を減額計上するものであります。

9 款繰越金は、財源調整といたしまして 1, 2 5 2 万 5 千円の追加計上をするものであります。

1 0 款諸収入 3 項雑入の一般被保険者給付費返納金は、資格喪失後の返還分としまして 3 6 万円を追加計上するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計の予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 1 4 号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。補正予算書の 5 4 ページとなります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4 0 7 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8, 7 9 2 万 3 千円とするものでございます。

59ページをお開きください。

歳出予算の補正ですが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、広域連合からの額の確定通知によります事務費負担金41万7千円減額と保険料調定見込み額の精査及び保険安定基盤負担金の確定によります保険料等負担金44.9万円を追加、合わせまして総額407万3千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして57ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料は、調定見込み額から現年度分保険料447万1千円を追加、2款1項一般会計繰入金は、歳出で申し上げました事務費及び保険基盤安定負担金の確定により総額69万8千円減額、3款繰越金は前年度繰越金の確定によりまして30万円を追加計上するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の61ページとなります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から、それぞれ保険事業勘定において4,275万2千円を減額、サービス事業勘定においては11万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を保険事業勘定5億1,828万4千円、サービス事業勘定2千万1千円とするものでございます。

73ページをお開きください。

初めに、保険事業勘定の歳出予算の補正ですが、1款1項総務管理費は、執行見込み精査によります需用費の減額と第7期介護保険計画策定地域診断業務委託料の入札執行残133万2千円を合わせまして138万2千円を減額計上するものです。

1款2項認定調査費は、執行見込み精査によります34万5千円を減額計上するものです。

2款1項介護サービス等諸費は、居宅介護、地域密着型介護、次のページの施設介護、高額介護及び特定入所者介護それぞれの給付費で、今後の執行見込みの推計によりまして追加または減額し、差し引き合計3,008万3千円を減額計上するものです。

3款1項地域支援事業費では、2目包括的支援事業費は、執行見込みの精査によります事務費的経費の減額と、社会福祉協議会へ委託を予定しておりました生活支援コーディネーター業務について体制が整わなかったことから、生活支援体制整備事業業務委託料500万円を減額、総額で520万3千円減額するものでございます。生活支援体制整備事業につきましては、現在、町民を主体とした組織により、高齢者などの生きがいをづくりに向けた地域課題の解決に向けて取り組みを進めてきているところでございます。

3目任意事業費は、任意事業実施にかかる経費の執行見込み精査により、高齢者等の見守り緊急通報システムの運用にかかる役務費及び委託料の減額と、家族介護用品支給にかかる扶助費を合わせた114万3千円を減額。

次のページになります。

4目介護予防・生活支援サービス事業費では、総合事業の利用に当たってのケアマネジメントにかかる委託料8万4千円、総合事業サービス費用にかかる事業費負担金451万2千円、合わせて459万6千円減額、地域支援事業費総額で1,094万2千円を減額計上するものでございます。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして69ページをお開きください。

2款国庫支出金から次のページ、4款支払基金交付金につきましては、各介護サービス等保険給付費の推計に基づきまして、それぞれの負担割合に応じた負担金、交付金を減額計上するものでございます。

6款繰入金ですが、1項一般会計繰入金は、総務費介護サービス等保険給付費の見込み、地域支援事業における任意事業等の執行精査、低所得者保険料軽減の実績値に基づき、それぞれ町が負担する割合に応じた合計で859万2千円減額。

次のページになります。

2項基金繰入金は、収支推計から財源の確保が見込まれますので、繰り入れせずに全額の575万4千円減額、7款繰越金は、額が確定しております前年度繰越金、保険給付費分678万6千円追加するほか、地域支援事業分総務費分を減額し、差し引き合計604万7千円を追加計上するものでございます。

続きまして、80ページをお開きください。

サービス事業勘定、歳出予算の補正ですが、1款1項居宅介護支援事業費になりますが、まず1目居宅介護支援事業費ですが、執行見込み額精査により事務費関連経費22万9千円減額、2目介護予防支援事業費は、町外長期滞在者に係る介護予防支援を滞在地居宅介護支援事業者に委託する経費10万円を減額、介護保険のシステムの一部見直しによりまず使用料及び賃借料17万5千円減額、介護予防サービス計画費収入の増による収支黒字額分の一般会計繰入金61万5千円の追加を合わせまして、差し引き合計34万円を追加計上するものです。

戻りまして、78ページになります。

歳入予算の補正ですが、1款サービス収入は、1項介護給付費収入及び2項予防給付費収入のそれぞれ対応するサービス事業の利用実績見込みの推計により追加し、2款1項一般会計繰入金は、居宅介護支援事業費の減額分として166万9千円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）荒木建設課長。

○建設課長（荒木和正君）はい。続きまして、議案第16号、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の82ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,176万3千円を減額し、予算の総額を2億8,114万6千円とするものでございます。

84ページをお開き願います。

第2表、地方債補正でございますが、上下水道管理台帳システム導入事業債につきまして全額を減額、小清水地区配水池整備事業債、小清水北地区電気計装整備事業債につきましては、それぞれ事業費の確定に伴い限度額を変更するものでございます。

88ページをお開き願います。

初めに、歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも事業費の確定及び執行見込み額精査による減額計上でありますので、主なものなどについてのみ御説明させていただきます。

1款総務費ですが、1項2目一般管理費27節公課費で、消費税納付金の確定に伴い79万円の減額、その他減額分と合わせまして81万5千円減額。

2款事業費1項1目維持管理費につきましては、いずれも執行減及び事業費の確定に伴い、合わせまして402万9千円減額。

次のページになります。

2款2項1目建設改良費につきましては、公営企業法適用に向けた課題整理などにより、上下水道管理台帳システム導入を見送ることといたしまして、その業務委託料596万2千円の減額のほか、事業費の確定に伴い、合わせまして691万9千円減額計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、86ページにお戻り願います。

4款2項1目簡易水道事業財政調整基金繰入金ですが、決算見込みにより財源の確保が見込めますことから、基金の繰り入れはせず600万円全額を減額、5款繰越金は財源調整といたしまして133万7千円追加、6款町債は、第2表、地方債補正でも説明したとおり、事業費の減額、事業費の確定によりまして総額710万円を減額計上するものでございます。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第17号、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の91ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ816万9千円を減額し、予算の総額を3億7,385万円とするものでございます。

93ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費補正ですが、2款事業費2項建設改良費において、農業集落排水施設機能強化対策事業で事業費配分の追加がありましたので、小清水地区分840万円の工事請負費を平成30年度に繰り

越しし、事業の執行を行うこととし追加するものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、農業集落排水施設機能強化事業債は、事業費の確定に伴う変更、上下水道管理台帳システム導入事業債につきましては、簡易水道特別会計同様、全額を減額するものです。98ページをお開き願います。

歳出予算の補正でございますが、各計上科目とも事業費の確定及び執行見込み額精査による減額計上がありますので、主なものなどについてのみ御説明させていただきます。

2款事業費になります。1項1目維持管理費につきましては、町有建物災害保険料の保険料率の改定に伴う執行減など、合わせまして188万円減額、同じく2款2項1目建設改良費につきましては、簡易水道特別会計同様、上下水道管理台帳システム導入業務の397万5千円の減額及び事業費の確定に伴いまして、合わせまして626万4千円減額計上するものでございます。

次に、歳入でございますが、95ページにお戻り願います。

2款1項1目農業集落排水事業費道補助金は、事業費の確定に伴い124万5千円減額、4款2項1目農業集落排水事業財政調整基金繰入金でございますが、決算見込みにより財源の確保が見込めることから、基金の繰り入れはせずに1千万円全額減額、5款繰越金は、財源調整といたしまして746万4千円追加、次のページになりますが、6款雑入は消費税還付金など収入実績に基づき71万2千円追加、7款町債は、第2表、地方債で説明したとおり事業費の減額、事業費の確定によりまして総額510万円減額計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第12号、平成29年度小清水町一般会計補正予算（第10号）について質疑を受けます。

3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。1点ちょっとお尋ねしたいんですけれども、14ページの道支出金の中で232万2千円補正予算組まれていると思うんですけれども、このものについてはどういった事業で、このお金が使われたのかについて御説明をお願いしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川産業課長。

○産業課長（細川正彦君）はい。お答えしたいと思います。

予算書14ページの商工費道補助金の自然環境整備交付金232万2千円、こちらの使い道でございますが、主要施策調の25ページをお開き願いたいと思います。

こちらに観光施設整備事業、ハイランド小清水725の漏水修繕、それとハイランド小清水キャンプ場、シャワー室の改修、こちらの事業に対する道補助金として232万2千円を交付いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

はい、5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。補正予算書の20ページの中の総務管理費、財産、4目の25節ふるさと事業基金積立金の中の、この点についてちょっと御説明いただきたいと思うんですが、ふるさと納税の中で最終的にどの程度、ふるさと納税の本町への寄附が集まったのか、あわせて、それと、説明のありました、ふるさと納税をするに当たっての用途目的を明確にした納税の使い道を明確にした納税額がどの程度、どういう分野での指定があるのか、お知らせ、説明をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原浩浩君）まず、1点目の御質問にあります納税の状況ということでございますけれども、今、縮めておりますのが2月末ということで御理解いただきたいと思いますが、2月末の寄附金の収納実績といたしましては、8億9,005万1千円となっております。8億9,005万1千円を収入

している状況でございます。

したがいまして、現行予算との歳入超過額を見据え、今回2億円の基金積み立てということにさせていただいておりますけれども、今後の寄附の状況においては見込んで、決算においてさらに積み立てが可能な場合については、新年度において追加の計上をしたいというふうに予定しているところでございます。

次に、2点目にありました寄附者からの使用用途の事業指定ということでございますけれども、一応、寄附者からの指定用途に事業指定ができるのが4項目ございます。

1点目が自然環境の保全と活用、これが1点目でございます。2点目が、子育て支援の充実、3点目が生涯学習環境の整備、4点目、最後になりますけれども、町長が推進する事業という、この4つの項目から寄附者側のほうで選択する状況となっております。

御質問のありました、それぞれの指定事業に対する寄附金額の状況でございますけれども、これ、正直言いまして、中途での集計等についてはとっておりませんので、最終的な決算の中で事業指定に見合う部分を確認しながら、事業指定、指定用途事業に充当するというような形をとろうということとしておりますので御理解をいただきたいのと、現状につきましては、当初予算においてあらかじめ見込まれる事業に充当しておりますけれども、今回基金積み立てを行うことによりまして、さらなる確実に寄附者からの意向を踏まえた用途指定に充当するという事務がとれるということで進めておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第12号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成29年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を受けます。

はい、5番、工藤孝一君。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。この会計の議案書49ページの1目一般被保険者療養給付費、この目で2,200万円の補正の増となっておりますが、医療費の増ということの御説明で、特徴的な医療費の増の内容について御説明願いたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）はい。医療費の特徴的な伸びといたしましては、ちょっとまだうちのほうも鮮明に捉えていることはできません。

ただ、4月以降、安定した医療費請求できていたんですけれども、2月請求分より、その前の月より1千万円ほど急激に医療費が伸びたということで、ちょっと原因等についてはわかりませんが、今後、3月請求分、そして今年度最後となる4月請求分につきましても同様な伸びがあるとした場合、予算が不足するというので、今回、2,200万円を追加したものでございます。

新たな状況等については、今後、連合会等も通してレセプトの点検をしてみまさんと、どういった状況でふえたかについては不明でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
議案第13号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成29年度小清水町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について質疑を受けます。ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。
議案第14号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成29年度小清水町介護保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を受けます。

はい、1番、下平正吾議員。

○1番(下平正吾君) 74ページの地域支援事業の包括的支援事業で委託料の500万円、この中止になった背景と、それから、この減額に伴っての歳入がどこで、ちょっと受けているのか、その辺も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長(村上信二君) はい。今、御質問がございました生活支援体制整備事業委託料の減額についてですが、当初、こちらのほうの事業の中心的役割を担う地域支援コーディネーターの業務委託を人件費として450万円、そのほか事務費的な分50万円、合わせて500万円を小清水町社会福祉協議会のほうに委託をするということで、向こうのほうと協議を進めていたところですが、新年度に入りまして、予定していた人員の確保がままならないということがございまして、それで断念をした結果にございます。

事業の推進につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり一般町民有志という方で、今現在9名でございまして、そういった方たちにお集まりいただきまして、小清水町内の高齢者対策の問題点等を洗い出したしまして、町社会福祉協議会、住民の方たちとそろいまして、その問題解決に向けて対応策を定期的集まり、協議しているところでございます。

今後につきましては、その住民たちと一緒に問題解決に当たりまして、またころ合いを見まして役割を担う中心的なコーディネーターが必要かどうか、再度検討の後、必要となった場合については、改めて予算要求をさせていただくことも検討しているところでございます。

そちらのほうの歳入につきましては、こちらで、財源内訳で入っております国庫支出金の関係の中で減額と合わせまして、持ち出し分、一般財源につきましても一部入っているところでございます。歳入で申

しますと69ページになります。69ページ、2款国庫支出金2項国庫補助金の中の2目地域支援事業交付金の中での減額になってございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、1番、下平正吾議員。

○1番（下平正吾君）この差額は、ちょっと教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）この金額以外に精査した減額予算に対しまして、それぞれ補助金等が入っているものですから、この事業の分、全額のほかに、他の事業についても入っているという形になってございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、ほかに。

はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい、7番。今の質問と同じようなことなんです、この2目の包括支援の中で、今後の取り組みとして町民主体でやりたいというお話だったと思うんですが、町民主体で9名ですか、それと社会福祉協議会と今後協議して、コーディネーター的な人員が必要なかどうかから協議したいということなんです、この町民の9名というのはどういう人材でどういう立場の人なのか、ちょっと、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）はい。9名の方につきましては、今まで介護保険事業等でいろいろなテーマを持ちまして、例えば、特養のほうの「あいかふえ」、もしくはいろんな障害者事業計画等を持っていただいた方たちから、こういった催し物をしたいということでアンケート調査をいたしまして、参加を希望された方たち、当面9名となっていますが、今後につきましては、正式事業発足以降、再度また町民等に募集をかけまして順次人数をふやしていった中で、広く住民の集まりとして育てていきたいなという考えでございます。

今までの現在動いている9名につきましては、介護保険事業、いろいろな御協力いただいた数十名の中からアンケート調査をして、希望された方たちに当面動いていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）そしたら、考え方というのは、最終的にはどのぐらいな人数でどういう組織にしたいか、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）はい。今の現在の中では、町民、できる限り多くということで、二、三十名規模で、いろんな分科会も作成していきながら、例えば、見守り支援サービスという事業であれば見守りの拠点づくり、もしくは各戸訪問した中で高齢者の対応を当たっていくんですけども、その中でも、また委員のほかにボランティアという形で協力要請もさせていただきたいなということで、今現在はその骨格づくりを道内各自治体で既に事業が動いているところ、住民主体でやっているところを参考にさせていただいているほか、当初予定しておりました中心的コーディネーターを中心としてやられている自治体のほうも参考にさせていただいて、どちらが本当に最終的に小清水町に合っているのかということで考えてございますが、最終的には20名ないし30名程度、そういった委員の方がそろっていただければありがたいかなという形で、今現在は検討しているところでございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい、3番、八木勝正議員。

○3番（八木勝正君）はい、3番。私もちょっと同じところの分でお尋ねしたいんですけども、事業の内容とかではないんですけども、これ、今、お話を伺ってますと、早い時期にこの事業がちょっと取り

行わなければならないんじゃないかというような事が、確認とれていたんではないのかなと思うんですけども、なぜ今の時期に減額補正なのか、その辺についてをちょっとお尋ねしたいなと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

村上保健福祉課長。

○保健福祉課長（村上信二君）はい。八木議員の御質問のとおり、早い時期の段階で、当初、社会福祉協議会が予定されていた方については対応がとれなかったということは決定していたようですが、その後も別な人材を確保のために、例えば年度当初からではなく、例えば10月以降、もしくは年内でも数カ月単位でそういった事業も含めて人員を継続して探していた結果から、最終、3月の減額となったわけでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに質疑のある方。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第15号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成29年度小清水町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第16号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成29年度小清水町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第17号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時40分

○議長（坂田秀昭君） それでは、そろいましたので、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第24号

○議長（坂田秀昭君） 日程第25、議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） はい。ただいま上程されました議案第24号、人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在の委員である佐藤清氏は、平成18年4月に就任されて以来、本町の人権擁護活動に御尽力をいただいておりますが、本年6月30日をもって4期目の任期が満了し、御本人から今限りで退任の意向申し出があったことから、次期人権擁護委員候補者の推薦を行う必要があるものでございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法におきまして国民の基本的な人権を擁護し、自由人権思想の普及・高揚を図ることを使命とされており、人格・識見ともにすぐれ、広く社会の事情に通じ、人権擁護について深い理解のある方が求められているところでございます。

今般、これらを勘案し、候補者について検討いたしました結果、小清水町字小清水583番地在住の今城政則氏を適任者として御推薦申し上げるものであります。

今城氏におかれましては、別途お配りしている履歴書にありますとおり、現在も幅広く御活躍されており、すぐれた識見と熱意を有する方でございますので、人員擁護委員法第6条第3項の定めるところにより、議会の意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 議案第24号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号

○議長（坂田秀昭君） 日程第26、同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） はい。ただいま上程されました同意第1号、オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

オホーツク町村公平委員会は、昭和42年に網走支庁管内町村公平委員会として設置され、現在、13カ町村及び4つの一部事務組合をもって構成されており、公平委員の定数は3名で任期は4年と定められております。

このうち現委員であります奥谷公敏氏は、平成22年4月に就任して以来、2期8年にわたり重責を果たされてきたところでありますが、本年3月31日付で任期満了となるところでございます。

このことに伴いまして、オホーツク町村公平委員会共同設置地方公共団体長である大空町長より推薦があり、引き続き奥谷公敏氏を選任申し上げたいと存じまして本案を提案した次第でございます。

経歴等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。詳細の説明は省略させていただいた

いと存じますが、円満な人柄と豊富な経験を持った方でありまして、公平委員の候補者として関係町村長の協議が整いましたので、御案内申し上げた次第でございます。

原案のとおり、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

同意第1号、本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定いたしました。

◎議案第18号 乃至 議案第23号

○議長（坂田秀昭君）日程第27、議案第18号ないし日程第32、議案第23号、平成30年度小清水町一般会計予算について、平成30年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、平成30年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、平成30年度小清水町介護保険特別会計予算について、平成30年度小清水町簡易水道特別会計予算について、平成30年度小清水町農業集落排水事業特別会計予算についてを一括して議題といたします。

町長より町政執行方針について説明したい旨求められておりますので、これを許し、あわせて各会計予算案の提案説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。本日ここに、平成30年第2回小清水町議会定例会が開催され、平成30年度各会計予算案を初め、各般にわたる枢要な案件につきましての御審議をいただくに当たりまして、町政運営に取り組む私の所信と施策の大綱を御説明申し上げ、町議会議員の皆さまを初め、町民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

（町政執行方針・記載省略）

引き続き、議案第18号ないし議案第23号、平成30年度小清水町各会計予算案について御説明申し上げます。

平成30年度各会計予算案は、一般会計50億7,900万円、国民健康保険特別会計9億4,509万9千円、後期高齢者医療特別会計9,600万円、介護保険特別会計5億4,488万8千円、簡易水道特別会計1億7,491万1千円、農業集落排水事業特別会計2億4,955万円、各会計の合計70億8,944万8千円と策定した次第であります。

以下、主要事項を中心として、予算案の大要については副町長から御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案に御協賛くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後とも町政の推進に当たりまして、町議会議員の皆様を初め、町民の皆様様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）昼食のため、ここで午後1時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時18分

再開 午後1時25分

○議長（坂田秀昭君）それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

鈴木副町長。

○副町長（鈴木祐之君）引き続き、各会計予算案の主要事項を中心に説明させていただきます。

14ページをごらんください。

（各会計予算提案大要説明・記載省略）

以上をもちまして、平成30年度各会計予算案の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

お諮りいたします。

あすは議案審査のため休会にしたいと思います。

したがって、明後日、8日は午前9時30分より本会議を開きたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

本日は大変お疲れさまでございました。どうも御苦労さまでございました。

（午後2時42分）